

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 4 9 号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成26年函館市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式注第 5 項および別記第 3 号様式注第 5 項に次の 1 号を加える。

(14) 就労選択支援事業所 1 7

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式および別記第 3 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第 1 号様式および別記第 3 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。